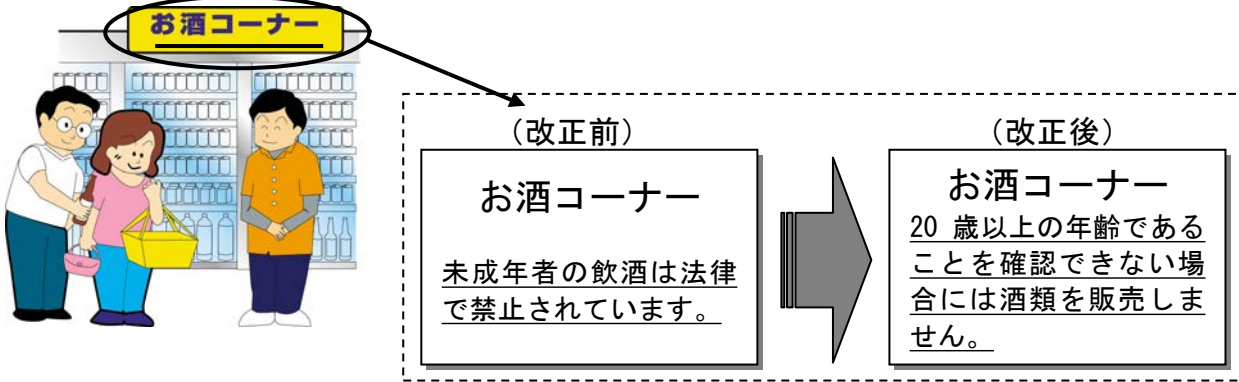


酒類の陳列場所における表示の改正

平成 17 年国税庁告示第 22 号による一部改正

改正の概要

- 酒類の陳列場所に表示しなければならないこととされていた「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正されていますので御注意ください。
- ※ 「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、「成人者と確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中、未成年者には酒類を販売しません」又は「年齢を確認の上、成人のみに酒類を販売します」等の年齢確認を実施している旨及び未成年者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいいます。



- 酒類と他の商品を「明確に区分」するための「陳列されている商品が酒類である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示についても、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正されました。

この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施されています。

※ 平成 17 年 9 月 30 日までに酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては、平成 19 年 9 月 30 日まで、改正前の「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示によることができます。



e-Tax インターネットで申告・納税！



e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると

◇ 自宅やオフィスから申告や納税ができます。

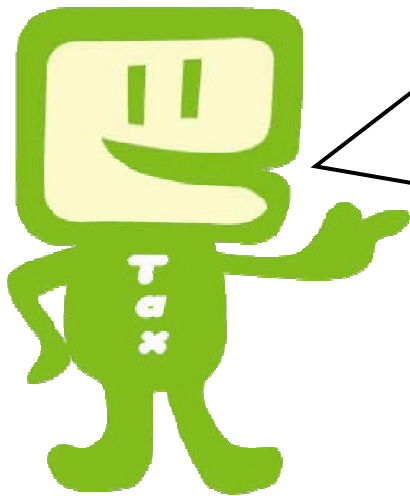
- ① 申告（所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税）
- ② 法定資料の提出 ③ 納税（全税目） ④ 申請・届出など

◇ 源泉所得税の毎月納付、消費税の中間申告・納付など、ご利用回数の多い手続に大変便利です。

※ e-Tax のご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続等が必要です。

※ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを e-Tax に引き継いで電子申告することができます。

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



酒類販売業者の方は、

- ・ 酒類蔵置所設置報告書
- ・ 酒類の販売数量等報告書
- ・ 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況報告書

等も e-Tax で提出することができます。